

# 区民参画の進展を採る

— 令和7年度区民参画現況調査報告 —

令和8年6月  
企画政策部・区民部

## 目次

はじめに	1
調査の概要	2
1 協働を背景とした区民参画に関する調査	4
グラフ1 区と協働している事業についての年度別事業件数	5
グラフ2 協働する段階について	6
グラフ3 協働の相手について	7
資料1 区民参画が行われている事業	8
2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査	25
グラフ4 公募区民委員のいる審議会等の数	26
グラフ5 審議会等の構成員数内訳	27
グラフ6 審議会等の構成員割合	28
資料2 審議会等構成員調査	29
資料3 公募区民委員調査	34
資料4 行政委嘱委員・区政協力員等の調査	38

## はじめに

本区は、「協働・協治」を自治の理念とした「文<sup>ふみ</sup>の京<sup>みやこ</sup>」自治基本条例に基づき、協働を背景とした区民参画を積極的に推進し、住民自治による新たな洗練と成熟の都市自治体の創造を目指しているところです。

また、平成22年6月、従来の基本構想の理念を継承し、文京区が新たな段階に発展していくため、区民、地域活動団体、NPO、事業者等と共に行動する指針となる新たな基本構想を策定しました。この基本構想の実現に向けて、区では様々な取組により、区民参画の推進を図っております。

この度、協働を背景とした区民参画の更なる推進に資することを目的に、区内における区民等との協働事業の状況及び審議会等構成員、公募区民委員、行政委嘱委員・区政協力員等の参画状況の調査を行い、令和7年度の区民参画の現況をまとめましたので、その結果を報告いたします。

今後も、社会福祉協議会が運営する「フミコム（中間支援施設）」との有機的な連携を図りながら、引き続き担い手の創出と育成に取り組んでまいります。また、地域活動センターを活用し、町会・自治会等の既存組織やNPO、企業等の多様な主体との幅広い連携や協働を推進する中で、様々な地域課題の解決に取り組んでまいります。

令和8年6月 企画政策部 区民部

## 調査の概要

本調査は、令和8年3月31日を基準日としています。

### 1 協働を背景とした区民参画に関する調査

区民と区が協働している事業の現況（事業の開始時期・事業概要・協働の相手・協働している人数）についてまとめています。

- (1) 事業開始時期は、平成28年度以前と、それ以降は1年ごとに区分けしてまとめています。
- (2) 令和7年度に実施しない事業でも、隔年実施等により継続している場合は対象としています。
- (3) 類似事業が複数ある場合には、「各種大会」のようにまとめて記載している場合もあります。
- (4) ここでいう区民参画とは、区民と区が何らかの形で協働して事業を進めることを言います。
- (5) 区民参画の段階としては、「事業を計画する段階」、「事業を実施する段階」、「実施した事業を評価する段階」があります。

#### ア 事業を計画する段階

【例】各種大会の計画等。ただし、計画策定の際に設置する審議会等への区民参画については、「2 審議会等構成員、公募区民委員、行政委嘱委員・区政協力員等の調査」において取りまとめているので、ここでは除いています。

#### イ 事業を実施する段階

【例】男女平等センターの運営、各種大会の実施等

#### ウ 実施した事業を評価する段階

【例】協働先の団体との話し合い等、事業の結果や成果等の評価

- (6) 協働の相手は、大きく「個人」、「団体・コミュニティ」、「法人・その他」の3つに分けています。

#### ア 個人・・・在住者、在勤者、在学者

イ 団体・コミュニティ・・・町会・自治会、PTA、NPO法人・ボランティア団体、法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等（青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等）

ウ 法人・その他・・・学校法人、その他の公益法人及び非営利法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等）、民間企業、その他

## 2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

(1) 資料2「審議会等構成員調査結果」

区に設置されている行政委員会（地方自治法第180条の5）、附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3）及び区長等の私的諮問機関として設置されている審議会等の構成員区分別の人数内訳についてまとめています。

(2) 資料3「公募区民委員調査結果」

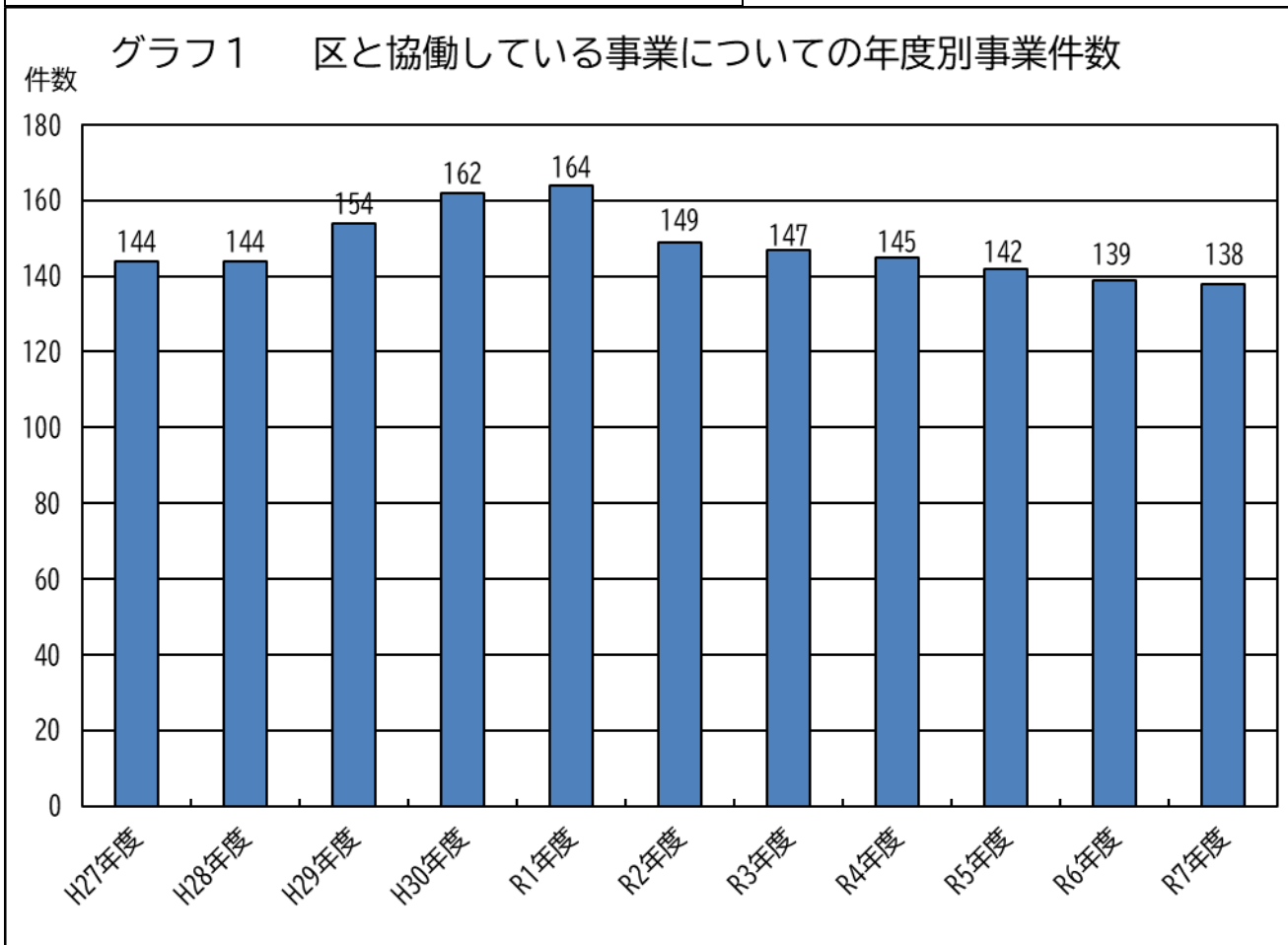
区民等から公募した構成員（「公募区民委員」）のいる審議会等における当該委員の人数、割合、応募資格、募集方法、選考方法等についてまとめています。

(3) 資料4「行政委嘱委員・区政協力員等調査結果」

法律、条例、規則、要綱等に基づいて区が委嘱した委員又は指導員、協力員、連絡員その他区政運営に協力・関与をする区民等（「審議会等構成員調査」の審議会等委員は除きます。）を広く「行政委嘱委員・区政協力員」と捉えて、各課における所管状況についてまとめています。

# 1 協働を背景とした区民参画に関する調査

# 1 協働を背景とした区民参画に関する調査

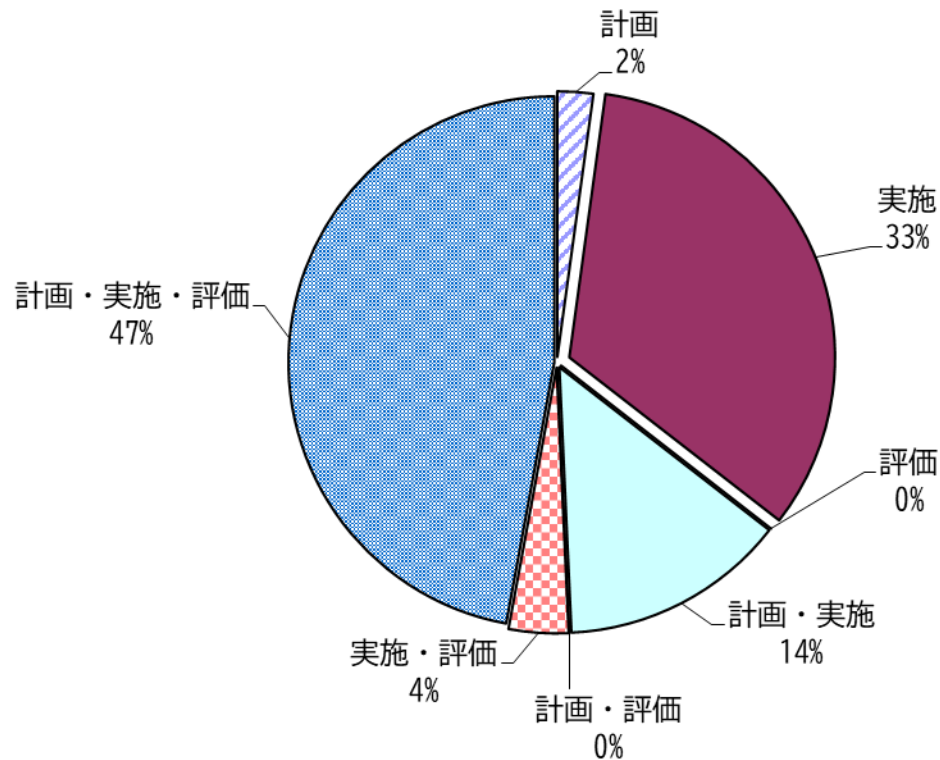


## 【解説】

- ◆令和7年度に協働事業として実施された事業は、138件である。
- ◆「文の京」自治基本条例の施行（平成17年4月）以降、新たに協働事業として実施しているものは、令和7年度現在70件である。

※令和2年度より、指定管理者の選定及び評価に関わる協働については調査の対象外とした。

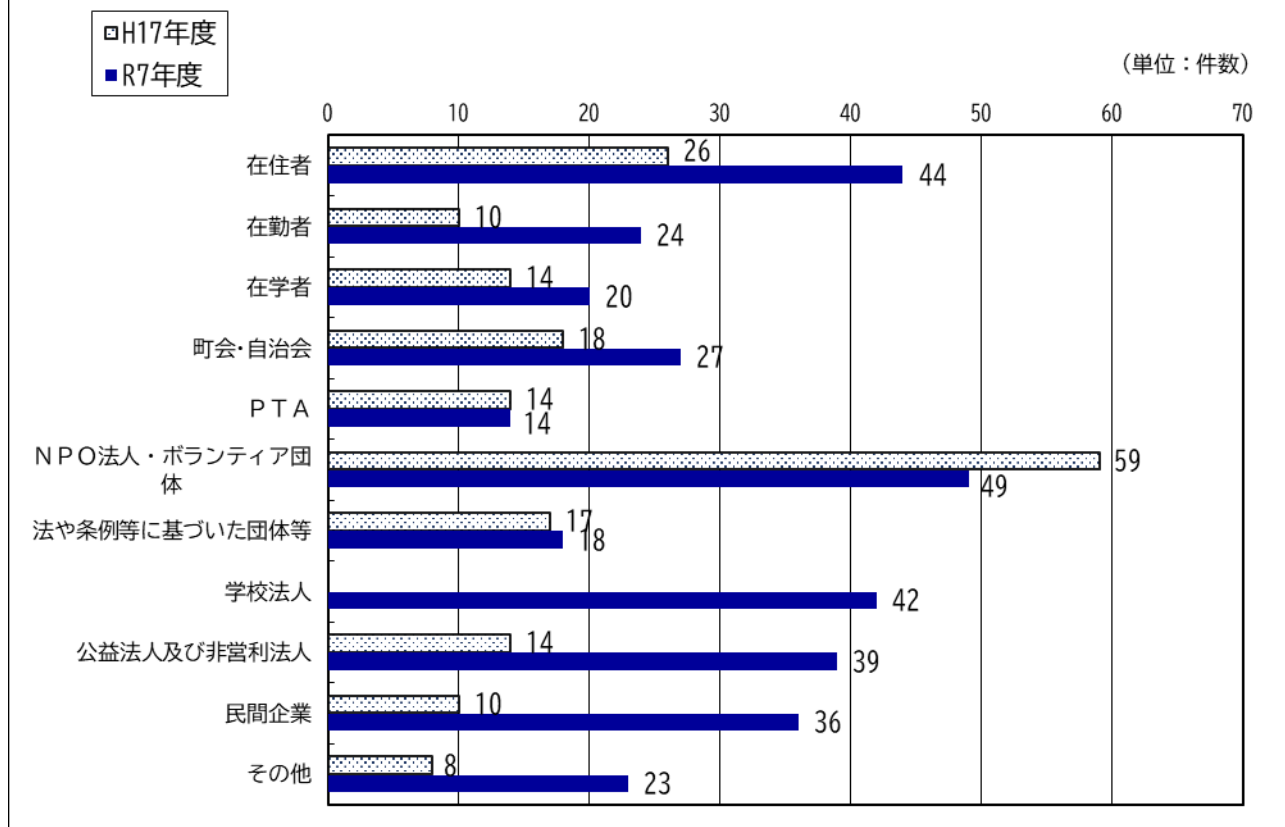
グラフ2 協働する段階について  
(合計=138事業)



【解説】

- ◆協働事業のうち「計画」の段階で協働している事業の割合は、あわせて63%で、全体の3分の2程度の事業が、区民との協働により計画を立てている。
- ◆「実施」の段階で協働している事業の割合は、あわせて98%に上り、協働事業のほとんどとなっている。
- ◆「評価」の段階で協働している事業の割合は、あわせて51%で、全体の約半数である。
- ◆「計画・実施・評価」と全ての段階において協働している事業は、47%である。

グラフ3 協働の相手について(平成17年度と令和7年度との比較)



【解説】

◆「文の京」自治基本条例の施行時の平成17年度と比べ、協働事業の相手先団体は増加しており、中でも「在住者」「公益法人及び非営利法人」「民間企業」について大きく増加している。

◆令和7年度に区と協働している人数は延べ15,909人、団体数は延べ2,038団体である。

※ 数字は事業件数を表す。複数回答であるため、グラフ1の年度別事業件数とは一致しない。

※ 協働の相手「学校法人」については、平成18年度から回答区分を設けたため、平成17年度は、件数の表示がない。

資料1 区民参画が行われている事業

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況			協働の相手								協働している団体数・人数		備考								
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人				団体・コミュニティ				法人		その他 (内容を「備考」欄に記入)					
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体が構成される委員となる団体等		学校法人	その他の公益法人及び非営利法人		民間企業	団体数	人数		
1	総務課	男女平等参画事業	1									文京区女性団体連絡会（文女連）が平成18年度から指定管理者として、文京区男女平等センターの管理・運営を行っているが、令和7年度は改修工事による休館及び指定管理期間外のため、指定事業の代わりとなる事業を同団体に委託して開催する。	1	1	1													1	12	人数は、事業運営に携わる数（常任委員のみ） 文京区女性団体連絡会（61団体による集合体）	
2	総務課	文京オレンジデーキャンペーン	1									11月25日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に、オレンジ色をシンボルカラーに、協力団体による啓発品の配布やビデオメッセージの放映を通して、暴力の根絶を呼び掛ける。	1	1															20	区内11大学、（公財）日本バスケットボール協会、（公財）日本サッカー協会、（株）東京ドーム、区内警察4署、文京区女性団体連絡会、UN Women（国連女性機関）日本事務所	
3	総務課	カラーリボンフェスタ	1									ハラスメント防止等、ジェンダー平等推進と人権に係るアウェアネスリボンの啓発活動を、協力団体による展示やトークを通して、広く区民へ周知する。	1	1															12	文京区女性団体連絡会外11団体	
4	総務課	男女平等参画・ダイバーシティ推進啓発事業	1									男女平等参画やダイバーシティ推進をテーマに、区内団体等と協力し、区民向けのセミナー、ワークショップ、展示会を開催する。	1	1															5	・女性しごと応援キャラバン（公財東京しごと財団） ・思い出のランドセルギフト（公財ジョイセフ） ・雇用主研修会（ハローワーク飯田橋） ・難民映画祭パートナーズ上映会（NPO法人国連UNHCR協会） ・文京SOGIにじいろ映画会（㈱アウト・ジャパン） ・文京SOGIにじいろ講座（㈱アウト・ジャパン） ・ピア・アクティビストの活用によるSRHR普及啓発事業（公財ジョイセフ）	
5	総務課	国際女性デー企画	1									3月8日の「国際女性デー」を記念し、女性の権利や生き方、活躍する場を広げていくことについて考えるシンポジウムを開催する。	1	1																2	UN Women（国連女性機関）日本事務所 文京区女性団体連絡会
6	職員課	文京区インターンシップ	1									学生を主な対象として区政実務の体験実習（インターンシップ）を実施し、区政への関心を高め、区民志向の質の高い行政運営体制を確立するとともに、優秀な人材の確保に努める。		1															6	6教育機関及び公募で、計9名の学生を受け入れた。	
7	防災危機管理課	青色防犯パトロール	1									町会、募集したボランティア等により、青色防犯パトロール隊を結成し、通学時間帯や夜間の巡回を行う。	1	1		1													2	文京安全安心パトロール隊、SYM三町会災害連合会	
8	防災危機管理課	客引き行為等の防止		1								客引き行為等防止特定地区において、客引き行為の防止に関する広報及び啓発並びに客引き行為と認められる者に対する注意喚起を行う。	1	1															1	湯島地区環境浄化推進委員会	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考						
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体		法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人			
9	防災危機管理課	総合防災訓練	1										1	1	1				1	1		1	1	1		52	人数は、	【避難所総合訓練】 実施箇所：第八中学校・金富小学校・林町小学校・本郷台中学校 協働団体：4 協議会（16町会）、消防（小石川・本郷）、警察（本富士・駒込）文京手話会等（13団体） 【防災フェスタ】 教育の森公園・文京スポーツセンターにて関係団体を招待し、防災フェスタを実施した。 協働団体：消防（小石川・本郷）、消防団（小石川・本郷）、警察（大塚・富坂・本富士・駒込）、第1普通科連隊第2中隊 自衛隊東京地本台東出張所等（23団体）
10	防災危機管理課	避難所運営訓練	1										1	1	1				1	1		1				57	団体数は、令和7年度実績（計10協議会が実施）	
11	防災危機管理課	防災教室	1											1					1	1	1	1	1	1		-	令和7年度実績：74回	
12	防災危機管理課	区民防災組織等の活動助成	1											1					1	1		1	1		64	令和7年度実績 （中高層共同住宅等防災対策費用助成利用団体数…28団体、区民防災組織等活動助成利用団体…48団体）		
13	防災危機管理課	消防団消防操法大会	1											1					1				1			-	R7.6.15小石川地区、R7.6.8本郷地区 例年協働団体：小石川消防署、本郷消防署、小石川消防団、本郷消防団	
14	区民課	はたちのつどいを考える会	1										1	1	1	1										-	人数は、はたちのつどいを考える会委員	
15	区民課	地域広報紙発行補助	1											1												39	区内町会・自治会	
16	区民課	地域振興活動補助	1											1												9	地区町会連合会	
17	区民課	不忍通りふれあい館自主運営補助	1											1	1	1	1									-	人数は、不忍通りふれあい館運営協議会委員の数	
18	区民課	Bーぐる「+ワン!」サービス	1											1								1				36	団体数は、サービスが受けられるお店の数	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。

※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況				協働の相手							協働している団体数・人数		備考						
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数		
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等		学校法人				その他の公益法人及び非営利法人	民間企業
19	区民課	入園料等の割引サービス	1												1								1	1		15	-	(株)東京ドーム外14団体	
20	区民課	ふれあいサロン	1																							37	-	その他の団体 ・医療法人社団龍岡会ほか36団体	
21	区民課	地域連携に向けた意見交換会・交流会			1																						-	学生団体・任意団体等	
22	区民課	大塚地域活動センターオープンスペース関連事業																								15	-	団体数は運営会議参加団体数 (大塚地区町会連合会、大塚青少年健全育成会、中央大学、印刷博物館等)	
23	地域活動センター	こまじいのうち	1																								12	-	駒込地区町会連合会、文京区社会福祉協議会及びNPOやボランティア団体等
24	地域活動センター	談話室	1																								6	-	汐見地区町会連合会、高齢者あんしん相談センター、文京区社会福祉協議会等
25	経済課	消費生活センター企画展	1																								5	5	文京区消費生活センター登録消費者団体 新日本婦人の会文京支部外4団体 人数は、団体代表者数
26	経済課	文京博覧会	1																								11	11	実行委員受託団体数 一般社団法人文京区勤労者共済会外10団体 人数は、団体代表者数
27	経済課	消費生活推進員	1																								-	30	消費生活推進員養成講座修了者
28	アカデミー推進課	五大まつり	1																								5	171	文京さくらまつり実行委員会外4団体 人数は、実行委員数
29	アカデミー推進課	朝顔・ほおずき市	1																								1	46	文京朝顔・ほおずき市実行委員会 人数は、実行委員数

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。

※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考						
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人		団体・コミュニティ			法人		その他 (内容を「備考」欄に記入)					
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体			法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人	民間企業	団体数
30	アカデミー推進課	下町まつり	1										1	1	1											1	76	根津・汐見地区合同事業実行委員会 人数は、実行委員数
31	アカデミー推進課	文京ふるさと歴史館友の会文京まち案内	1										1	1	1											1	18	文京ふるさと歴史館友の会 人数は、ガイド等のボランティア数
32	アカデミー推進課	英語観光ガイドツアー	1										1	1	1	1	1									-	10	人数は、英語観光ガイド登録者数
33	アカデミー推進課	各種大会の運営	1										1	1	1								1		7	75	文京区民謡協会 外6団体 人数は役員数	
34	アカデミー推進課	文の京ミュージアムネットワーク	1										1	1	1							1	1	1	39	5	団体数は加盟数、人数は幹事数（幹事数：R5～5名）	
35	アカデミー推進課	文京区秋の文化祭	1										1	1	1									1	3	49	文京区華道茶道連盟（会員20人） 文京区書道連盟（審査員・委員20人） 文京美術会（審査員数9人）	
36	アカデミー推進課	観光ガイド	1											1		1										-	35	
37	アカデミー推進課	常設展示ボランティアガイド	1										1	1	1											1	23	例年協働団体：文京ふるさと歴史館友の会。人数は、「常設展示ボランティアガイド」登録者数
38	アカデミー推進課	区民能楽鑑賞会	1										1	1	1								1		1	-		公益社団法人宝生会
39	アカデミー推進課	I don't know(能)… No(能) problem! ～みんなで楽しむ能プロジェクト～		1									1	1	1								1		1	-		公益社団法人宝生会
40	アカデミー推進課	夜能動画配信事業							1				1	1	1								1		1	-		公益社団法人宝生会

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。

※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況 説明	協働の相手										協働している団体数・人数		備考									
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から		令和6年度から	令和7年度から	個人			団体・コミュニティ				法人				その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数						
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 等					学 校 法 人	そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人	民 間 企 業			
41	アカデミー推進課	小倉百人一首競技かるた名人vsクイーンドリームマッチ								1		かるたを文京区の新たな文化資源と位置づけ、「かるたの街文京」を区内外に幅広くPRするため、競技かるた界トップ選手である名人とクイーンによるドリームマッチを開催する。	1	1	1														1	1	一般社団法人全日本かるた協会		
42	アカデミー推進課	多文化コミュニティプロジェクト「にほんご交流 in ぶんきょう」									1	在住在学の外国人との交流・日本語を話す機会を持つことにより、お互いの理解を促進し多文化地域社会を作っていくことを目指す事業に対し、区が共催している。	1	1	1					1										1	6	人数は、団体の幹事人数 団体名：ぶんきょう多文化ねっと	
43	スポーツ振興課	各種教室（ファミリーハイキング）	1									家族単位や年齢層等に応じて、事業目的に沿ったメニューを提供することにより、スポーツの振興と発展を図る。事業内容の企画・運営をスポーツ推進委員が行っている。	1	1	1							1									1	27	スポーツ推進委員会
44	スポーツ振興課	地域派遣事業	1									文京区スポーツ推進委員・スポーツリーダー地域派遣要綱に基づき、地域におけるスポーツ愛好者のグループや社会体育の振興を目的とする団体から、スポーツ技術指導者の派遣申請があったときに、スポーツ推進委員又はスポーツリーダーを派遣している。	1	1	1							1									-	45	スポーツ推進委員(27人)及びスポーツリーダー(18人)の人数
45	スポーツ振興課	ニューススポーツ等事業委託	1									ニューススポーツの技術を習得し、区民への紹介と普及を行うことを目的に、ニューススポーツ事業を行っている。	1	1	1							1									1	27	スポーツ推進委員会
46	スポーツ振興課	区民大会等事業委託	1									各種区民大会の実施運営及び都民スポーツ大会、都民生涯スポーツ大会への選手派遣や、スポーツ少年団の運営を行っている。	1	1	1					1											31	70	文京区スポーツ協会（団体数は体育協会加盟団体数で、文京区テニス協会外30団体。人数は、スポーツ協会の役員数）
47	スポーツ振興課	スポーツ交流ひろば	1									事業実施校18校のうち7校については、運営委員会による自主運営である。	1	1	1							1									7	94	団体数は、運営委員会数（金富小学校スポーツ開放運営委員会外6団体、人数は、管理指導員数）
48	スポーツ振興課	少年軟式野球大会	1									少年軟式野球の普及及び児童の体力向上とスポーツへの関心を高めることを目的として、少年軟式野球大会を実施する。	1	1	1					1											1	27	文京区少年軟式野球連盟、人数は役員数
49	スポーツ振興課	少年サッカー大会	1									サッカーを通して心身を鍛え、子どもたちの健全育成を図るとともに、少年サッカーの競技力の向上及び少年サッカーチーム相互の交流を目的に少年サッカー大会を開催している。	1	1	1					1			1								2	5	協働団体：文京区少年サッカー連盟、TOKYO UNITED FC、人数は文京区少年サッカー連盟の役員数及びTOKYO UNITED FC代表の人数
50	スポーツ振興課	小中学生スポーツ教室	1									次代を担う子どもたちを健全に育成し、生涯学習、スポーツをより一層振興することを目的に、「小中学生スポーツ教室」をスポーツ団体に委託し、開催している。	1	1	1					1											1	-	協働団体：文京区ローラースポーツ連盟

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況 説明	協働段階			協働の相手										協働している団体数・人数		備考								
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から		令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数					
																	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人					民間企業				
51	スポーツ振興課	スポーツ団体等協働事業	1									1	1	1																			(株)読売巨人軍、(公財)日本サッカー協会、(一社)CLUB LB&BRB、トヨタアルバルク東京(株)、文化シャッター(株)、トヨタ自動車(株)、ヨネックス(株)、(株)東京ドーム、東京ヴェルディ、日本パラバドミントン連盟、国連UNHCR協会、全日本柔道連盟、(公財)日本バスケットボール協会	
52	スポーツ振興課	パブリックビューイング関連事業	1									1	1																					
53	スポーツ振興課	みんなのスポーツひろば	1									1	1	1																				協働団体：東京ヴェルディ
54	スポーツ振興課	ぶんきょうウォーキング教室	1									1	1																					スポーツ推進委員会
55	スポーツ振興課	文京スポーツボランティア	1										1		1	1	1																	人数は、登録者数
56	福祉政策課	文京区社会を明るくする運動	1									1	1	1																				団体数は社会を明るくする運動推進委員会構成団体数。人数は事業に関わった人の概数
57	高齢福祉課	高齢者いきがいづくり世代間交流事業「いきいきシニアの集い」	1									1	1	1																				団体は、高齢者クラブ連合会、都立工芸高校。人数は、文京区高齢者連合会の役員・事業部員等74人

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。



※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況 説明	協働段階			協働の相手							協働している団体数・人数		備考										
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から		令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数				
																	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体		法 や 条 例 ・ 要 綱 等 に 基 づ い て 自 治 体 に 設 置 さ れ た 委 員 及 び そ の 委 員 が 構 成 員 と な る 団 体 等	学 校 法 人	そ の 他 の 公 益 法 人 及 び 非 営 利 法 人				民 間 企 業			
62	高齢福祉課	チームオレンジ活動								1	認知症の初期段階の本人や家族の心理面・生活面の支援を、認知症サポーターが中心になって行う仕組みである「チームオレンジ」活動の整備を行っている。	1	1	1	1	1	1												-	22	人数は、「認知症サポーター勉強会・交流会」の参加者		
63	高齢福祉課	セカンドステージサポートゼミ				1					区が発行する情報誌「セカンドステージ・サポート・ナビ」に関して、ミドル・シニア層の区民の方々が、デザインやカメラ撮影などに関する講座を受講後、インタビューページの作成などその編集の一部に携わる。令和4年度より指定管理者の指定事業として実施している。		1			1															-	11	ミドル・シニア層の区民11人が編集に参加
64	高齢福祉課	文の京フレイル予防プロジェクト							1		「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」の3つの柱に着目した「フレイル予防」のための取組を行うことで、健康寿命の延伸を図ることを目的とした事業。区民のフレイルサポーターが、「フレイルチェック」の運営や、フレイル予防の普及啓発などに携わる。	1	1	1	1	1	1														-	64	フレイルサポーター登録者数
65	高齢福祉課	文の京介護予防体操（地域会場の運営）	1								元気な高齢者から、健康に不安を抱えている高齢者までが、地域会場で気軽に体操を行うことにより、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防する。		1			1														-	75	文の京介護予防体操推進リーダー登録者数	
66	高齢福祉課	転倒骨折予防教室	1								要介護認定を受けていない高齢者に対し、専門職が筋力とバランス能力を向上させる体操を指導し、転倒骨折や寝たきり状態になることを予防する。		1			1														-	35	転倒骨折予防体操ボランティア指導員登録者数	
67	高齢福祉課	介護予防展	1								広く区民に対して、各種介護予防教室及び文の京介護予防体操の展示や体験などを行うことにより、介護予防の重要性について周知啓発を図る。		1			1					1	1	1						3	46	介護予防展従事ボランティア 文京区シルバー人材センター 東京科学大学病院（学校法人） 株式会社ヤマシタ（民間企業）		
68	障害福祉課	心身障害者（児）通所施設合同運動会	1								区内心身障害者（児）通所施設の利用者・保護者の交流を目的として開催している。各施設の職員から構成する実行委員会が中心となり企画・運営を行っている。	1					1					1			1				13	118	【R7年度実績】区以外の施設職員118人、 文京区心身障害者・児通所施設合同運動会実行委員会（主催）、文京区社会福祉協議会、東京文京ライオンズクラブ		
69	障害福祉課	一歩いっば祭り	1								地域との交流を目的として保護者会が実施するお祭りの当日の運営等に区職員が参加している。大家福祉作業所及び小石川福祉作業所で、それぞれ開催される。		1			1	1								1				-	-			

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。



※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考				
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人		団体・コミュニティ			法人		その他 (内容を「備考」欄に記入)			
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体			法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人
77	生活福祉課	文京区ひきこもり等自立支援事業～STEP～講演会・茶話会	1									1	1	1						1			1		公益社団法人青少年健康センター「茗荷谷クラブ」	
78	介護保険課	アクティブ介護文京2024	1									1	1							1	1			1	28	アクティブ介護実行委員会：26事業者、28人で構成 イベント来場者：1/16(金) 340人
79	子ども若者支援課	子育てフェスティバル	1										1						1	1	1			128	区内私立認可保育所、認証保育所、私立幼稚園	
80	子ども若者支援課	子育て支援員研修	1									1	1						1					1	10	学校法人貞静学園貞静学園短期大学
81	子ども若者支援課	地域団体による地域子育て支援拠点助成事業			1							1	1	1						1				4	40	特定非営利活動法人居場所コム 一般社団法人まちの広場 さきちゃんち運営委員会 特定非営利活動法人オアシス
82	子ども若者支援課	子ども宅食プロジェクト			1								1								1			7		認定NPO法人フローレンス含む6団体と文京区がコンソーシアム(共同体)を形成して実施
83	子ども若者支援課	子ども110番	1										1											20	141	例年協働団体、人数：団体数は、調査活動に協力してくれた区立小学校PTAの数。人数は、調査協力者数
84	子ども若者支援課	青少年の社会体験・地域参画推進事業	1									1	1	1										9	754	青少年健全育成会委員数

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考						
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体		法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人			
85	子ども若者支援課	家族のふれあい促進事業	1										1	1	1										9	754	青少年健全育成委員会数	
86	子ども若者支援課	青少年の社会参加	1										1	1	1				1						2	44	青少年委員会14人・文京区南区南津町交流雪遊び実行委員会30人(人数は、役員計)	
87	生活衛生課	動物との共生社会支援事業	1										1					1							1	20	動物の愛護を目的とするNPO法人「文京動物愛護協会」人数は協力者	
88	生活衛生課	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術	1										1					1							-	32	獣医師10 犬猫の正しい飼い方普及員22	
89	生活衛生課	麻薬・覚せい剤撲滅キャンペーン賛助活動	1										1	1	1				1						22	31	団体会員数/人数は、東京都薬物乱用防止推進文京区地区協議会理事数	
90	生活衛生課	食品衛生協会事業補助	1										1	1	1						1				30	285	所属団体数/人数は、(一社)東京都食品衛生協会の下部組織である文京食品衛生協会に所属する団体数及び文京食品衛生協会の会員数(会費口数)	
91	生活衛生課	環境衛生協会事業補助	1										1	1	1						1				6	10	人数は、環境衛生協会の理事以上の役員数	
92	健康推進課	ハッピーベジタブル大作戦	1											1	1	1					1	1	2		18	118	協働団体数/イベント参加団体(拓殖大学工学部デザイン学科等)及び区民ボランティア(野菜摂取につながる様々な取組をハッピーベジタブル大作戦として実施する。)	
93	予防対策課	レッドリボン展	1										1	1	1						1		1	1		3	-	協力：オカモト(株)、その他：IFMSA-Japan SCORA【同時開催】レッドリボンコンサート：尚美ミュージックカレッジ専門学校(協力)
94	予防対策課	知っておきたい感染症予防豆知識				1							1	1	1											1	-	アース製薬株式会社(共催)外務省、厚生労働省(後援)年2回開催、うち1回はレッドリボン展と同時開催

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手							協働している団体数・人数		備考							
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数			
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員及びその委員が構成員となる団体等		学校法人				その他の公益法人及び非営利法人	民間企業	
95	地域整備課	市街地再開発事業	1										1	1	1										1	2	20	春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合外1団体		
96	地域整備課	まちづくりの推進	1										1		1		1								1	5	69	湯島三丁目地区まちづくり協議会外4団体		
97	道路課	文の京ロード・サポート	1											1	1	1	1	1	1						1	1	1	20	702	協定を結んでいる20団体に加盟している人数
98	みどり公園課	公園ガーデナー	1										1	1	1	1	1							1	2	51	区立小学校2校（湯島小学校、関口台町小学校）			
99	みどり公園課	公園等の区民管理	1											1			1								35	403	協働している人数は曙町会公園管理外34団体の関係者(延べ人数)			
100	みどり公園課	自主管理花壇	1										1	1	1		1								13	82				
101	みどり公園課	緑化事業サポート	1										1	1	1	1	1								1	14				
102	みどり公園課	草花育成事業	1										1	1									1		1	-	1	1	区立小学校（関口台町小学校）	
103	環境政策課	親子環境教室	1											1				1							4	22	22	気象キャスターネットワーク 環境教育振興協会 環境ネットワーク・文京 環境ビジネスエージェンシー		
104	環境政策課	歩行喫煙等禁止啓発事業	1											1	1	1	1	1							1	19	194	文京区シルバー人材センター 後楽町会、順天堂大学、外16団体		
105	環境政策課	環境ライフ講座	1											1											1	5	5	環境教育振興協会		

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況					協働の相手							協働している団体数・人数		備考			
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人	その他 (内容を「備考」欄に記入)		団体数	人数	
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体						法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員及びその委員等
106	リサイクル清掃課	エコ・リサイクルフェア	1										1	1	1					1			1	1	15	15	ステージ・エコ実行委員会外14団体 人数は、実行委員代表者数
107	リサイクル清掃課	生ごみ減量講座	1											1	1										1	3	緑のごみ銀行 人数は、講師・講師補佐数
108	リサイクル清掃課	ステージ・エコ	1										1	1	1										1	16	ステージ・エコ実行委員会 人数は、実行委員数(平成20年6月1日設立)
109	リサイクル清掃課	エコ先生の特別授業	1										1		1	1					1		1		8	8	人数は「エコ先生の特別授業」講座 一覧中の個人・団体登録者数
110	リサイクル清掃課	リサイクル推進協力店	1										1	1	1	1							1	1	41	-	協力店登録店舗数(小売店、法人)
111	リサイクル清掃課	ぶんきょう食べきり協力店		1									1	1	1	1					1			1	92	-	協力店登録店舗数(小売店、法人) その他(文京区役所職員互助会食堂、区内大学食堂)
112	文京清掃事務所	播磨坂清掃事業所運営事業	1										1	1	1	1				1		1			7	10	18年度からリサイクル清掃課から文京清掃事務所に移管された。 人数は委員数、団体数は附帯設備利用の区組織を含む。
113	教育総務課	家庭教育講座	1										1	1	1										3	4	幼稚園PTA連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会
114	教育総務課	PTA育成	1										1	1	1										40	202	人数は、区立小・中学校及び幼稚園PTAの会長・副会長の数
115	教育総務課	文京区スクールガード	1										1	1	1	1				1	1				20	3,222	区立小学校を単位として組織している。

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。



※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期							事業の概要及び協働の現況				協働の相手							協働している団体数・人数		備考							
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	協働段階			個人			団体・コミュニティ			法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数			
													事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	PTA	NPO法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体が設置された委員及びその委員が構成員となる団体等		学校法人				その他の公益法人及び非営利法人	民間企業	
125	教育指導課	文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議								1																	2	2	文京区立中学校PTA連合会・文京区立小学校PTA連合会	
126	児童課	こどもひろば	1								1	1	1	1	1				1									5	125	団体数は、自主運営委員会数（指ヶ谷校庭開放けやきの会外4団体）
127	児童課	パネルシアター	1																				1					1	44	日本女子大学のパネルシアターは実施、講師1人・学生10人。年4回実施。 協働団体、人数：日本女子大学（目白台第二児童館）
128	児童課	放課後全児童向け事業	1								1	1	1	1					1	1	1							20	111	各校運営委員会構成メンバー： 学校関係者・PTA関係者・地域関係者
129	児童課	幼児親子対象事業	1																				1					1	12	東京家政大学
130	教育センター	健康・体力増進事業	1																									1	3	日本女子大学、順天堂大学、都立駒込病院

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

※各項目において該当しているものに便宜上、「1」の数字を記載しています。

令和7年度実績 区民課調査

No.	課名	事業名	事業開始時期								事業の概要及び協働の現況			協働の相手										協働している団体数・人数		備考					
			平成28年度以前	平成29年度から	平成30年度から	令和元年度から	令和2年度から	令和3年度から	令和4年度から	令和5年度から	令和6年度から	令和7年度から	説明	協働段階			個人			団体・コミュニティ				法人			その他 (内容を「備考」欄に記入)	団体数	人数		
														事業を計画する段階	事業を実施する段階	事業を評価する段階	在住者	在勤者	在学者	町会・自治会	P T A	N P O 法人・ボランティア団体	法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等	学校法人	その他の公益法人及び非営利法人					民間企業	
131	教育センター	子ども科学カレッジ	1									区内大学等の研究者を講師として招き、小学校4年生～中学生を対象に、大学の高度な学術研究の成果を体験できる講座を開催する。	1															5	15	東京大学、お茶の水女子大学、中央大学、日本女子大学、東北大学	
132	教育センター	東京大学総合研究博物館スクール・モバイルミュージアム	1									東京大学総合研究博物館の研究成果を教育センターで展示し、トークイベント等を実施する。	1															1	-	東京大学	
133	教育センター	地域大学等連携事業	1									区内大学等の高度な専門性や多様な人材を活用し、児童・生徒に質の高い教育環境を形成・提供する。	1												1			6	-	医学生物学電子顕微鏡技術学会、お茶の水女子大学、東京大学、応用物理学会、印刷博物館、日本女子大学	
134	教育センター	教員研修	1									区内大学の教授等を講師として招き、教員の指導力向上を図るため、研修会を開催する。 参加対象：幼稚園、小・中学校教員	1															4	8	順天堂大学、東京学芸大学附属竹早小学校、筑波大学附属大塚特別支援学校、お茶の水女子大学附属中学校	
135	真砂中央図書館	ライブラリーパートナー	1									区内の多彩な人材を受け入れ、より図書館サービスの充実を図るとともに、図書館運営に区民の参画を促進することにより地域住民の要望に的確に応える図書館運営を目指す。	1	1	1	1	1	1										12	87	ライブラリーパートナーの個人・団体登録者数	
136	真砂中央図書館	大学図書館の区民開放	1									区民に大学の附属図書館を開放する。開放期間や利用の条件などは、大学によって異なる。	1	1	1													7	-	跡見学園女子大学、お茶の水女子大学、東洋大学、東洋学園大学、日本女子大学、文京学院大学、中央大学	
137	真砂中央図書館、みどり公園課、スポーツ振興課	竹早公園・小石川図書館一体的整備区民ミーティング									1	竹早公園・小石川図書館一体的整備に関し、区民ミーティングにおいて、導入する機能やプランについて検討する。	1													1		-	19		学識経験者、町会、施設利用者代表、関係団体代表
138	選挙管理委員会	明るい選挙推進活動	1									有権者有志の自主的活動である明るい選挙推進運動のサポートとして、「話しあい強調月間」「地区別座談会」「白ばらセミナー（講演会）」等の活動を行っている。		1														-	120		明るい選挙推進委員数
合計			122	1	5	2	1	1	1	0	5	0		87	135	70	44	24	20	27	14	49		18	42	39	36	23	2,038	15,909	

※ 協働の相手の「法や条例・要綱等に基づいて自治体に設置された委員及びその委員が構成員となる団体等」とは、青少年健全育成会、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、保護司等です。  
 ※ 協働の相手の「その他の公益法人及び非営利法人」とは、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合、商工組合等です。

【文京区社会福祉協議会との連携による地域課題の解決に向けた協働の取組】

区と地域を構成する様々な団体等との協働を推進し、地域の課題解決や活性化を図るため、文京区提案公募型協働事業「Bチャレ」が平成30年度から文京区社会福祉協議会で実施され、区がその取組を支援しています。この事業は、区や社会福祉協議会が把握している地域課題の解決を目指した活動を通して課題の周知・理解者を増やす“新たなつながり部門”と、地域の団体等のイベントやキャンペーン事業を通して想定している課題が本当に文京区の課題なのかを検証し、地域での活動実績づくりを支援する“チャレンジ部門”の2つからなり、部門ごとに事業を募集し、その事業を実践する活動に助成するものです。

文京区提案公募型協働事業「Bチャレ」令和7年度の実績

▶新たなつながり部門

団体名	事業名
特定非営利活動法人リーブ・ウィズ・ドリーム	地域防災の向上を高める防災・バリアフリーマップ作り —いざという時を平時から考える—
ぶんきょう多文化ねっと	多文化コミュニティプロジェクト「にほんご交流 in ぶんきょう」
特定非営利活動法人地域ネットワークとらいあぐる	“専門職と地域住民をつなぐ” 架け橋事業

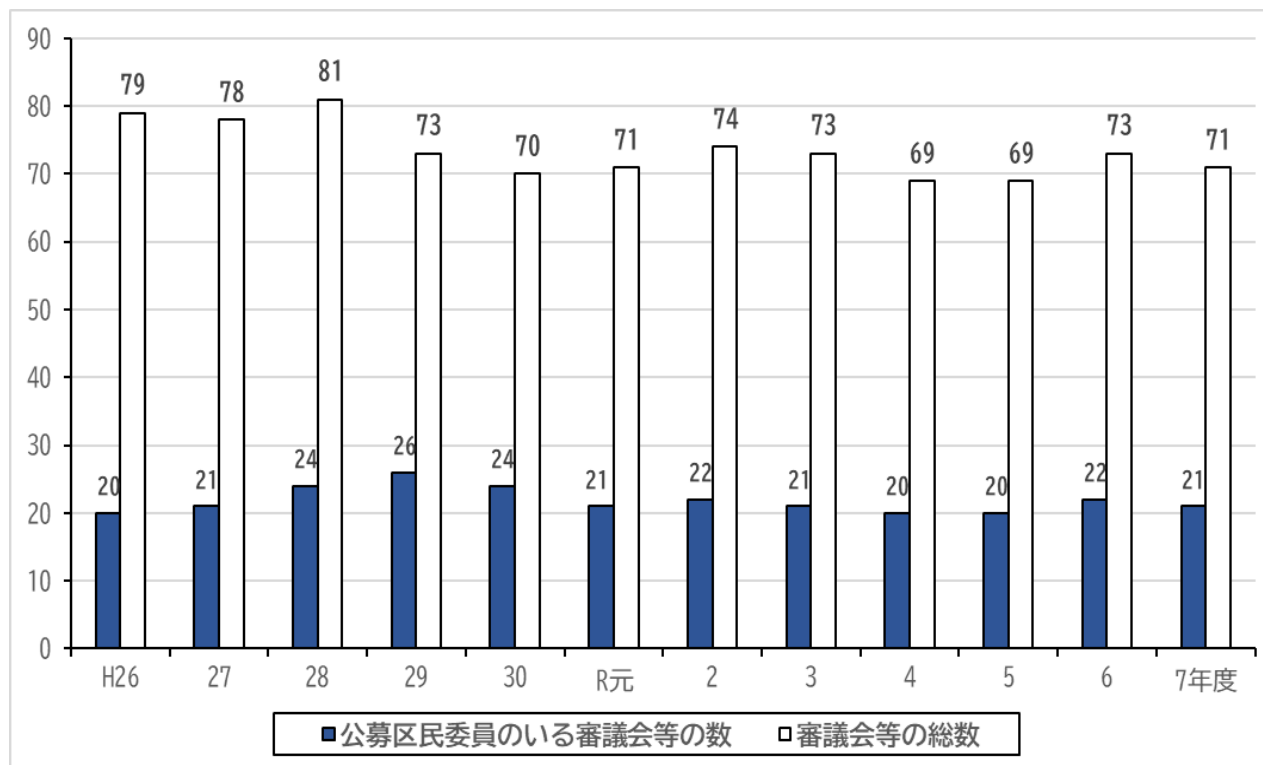
▶チャレンジ部門

団体名	事業名
Curina Buddy	こども向けイベント「夏休みの宿題を攻略しよう！」
一般社団法人マツリズム	夏の自由研究“お祭りをつくろう”ワークショップ
一般社団法人 WINK	子どものいない人のためのプレ終活 実態把握セミナー&ワークショップ <PAANK ラボ (Pre Aging Action for No Kids) >
NPO 法人後見支援東京	人生 100 年時代の老いじたく
ご近所 de BOSAI	みんなで大地震の初動を学ぶごちゃませ防災アクション ～未来へつなぐ地域力～

## 2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

## 2 審議会等構成員・公募区民委員・行政委嘱委員等の調査

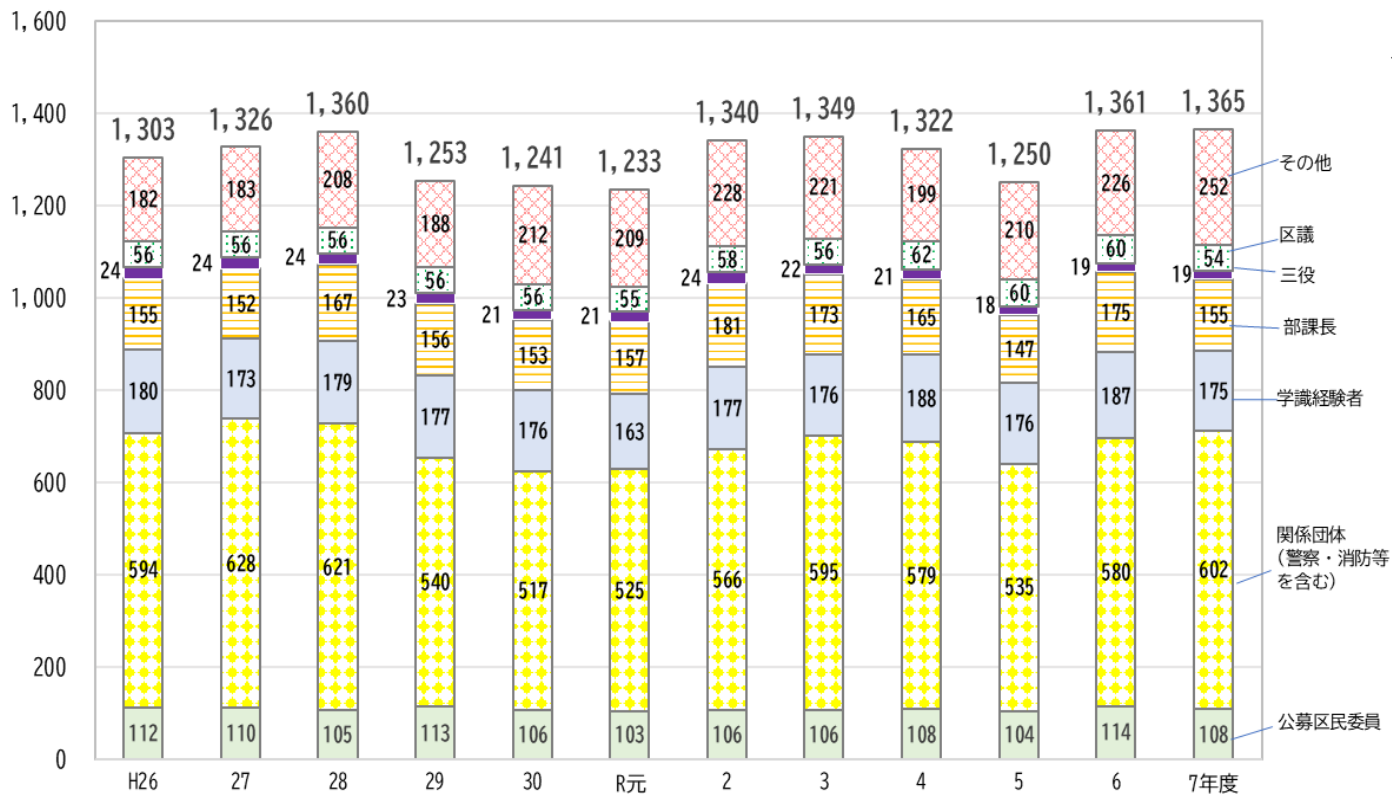
### グラフ4 公募区民委員のいる審議会等の数



#### 【解説】

- ◆ 審議会等の総数は、近年は 70 前後で推移しており、令和 7 年度は 71 で、前年度から 2 減少となった。(うち廃止 2)
- ◆ 公募区民委員のいる審議会等の数は、20 前半で推移しており、令和 7 年度は前年度と比べ 1 減の 21 となった。

グラフ5 審議会等の構成員数内訳（人）

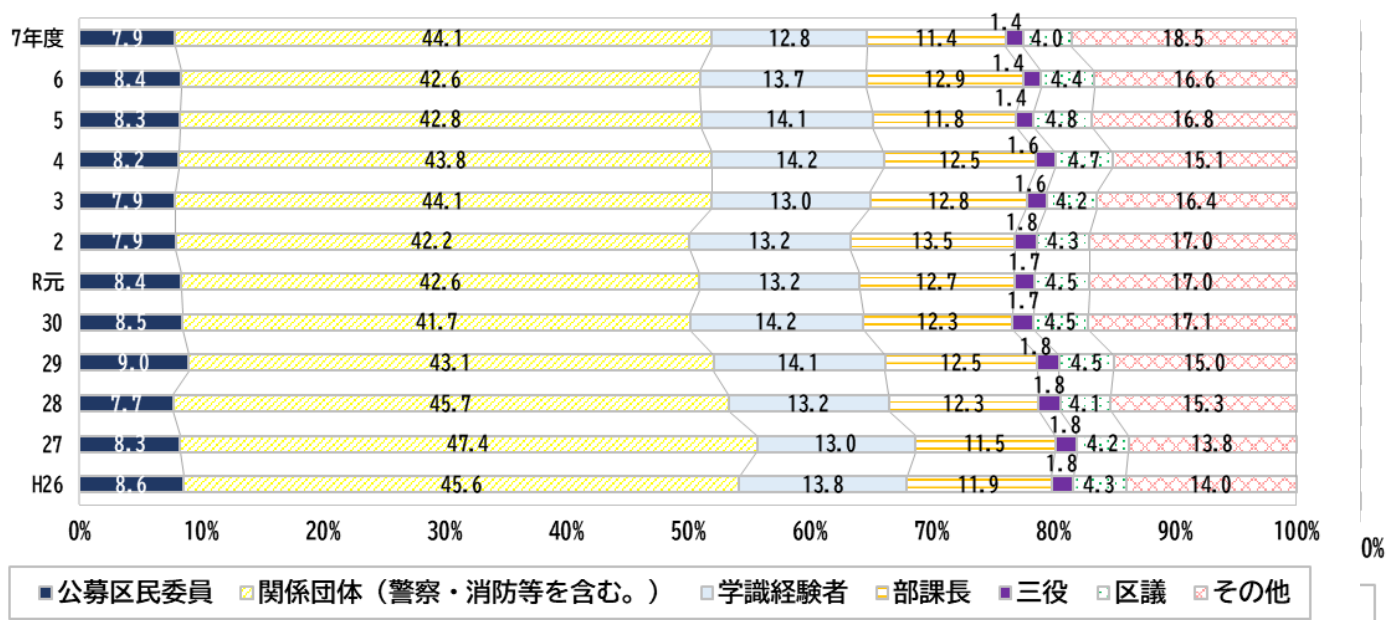


【解説】

◆審議会等の構成員総数については、審議会の新規設置や、既存審議会等の構成員の増加のため、令和6年度に比べ、4人増加した。

■公募区民委員 ■関係団体（警察・消防等を含む。） ■学識経験者 ■部課長 ■三役 ■区議 ■その他

グラフ6 審議会等の構成員割合 (%)



【解説】

◆令和7年度は、前年度に比べ、審議会等の数が減少しており、公募区民委員の割合も減少した。

資料2 審議会等構成員調査

令和8年3月31日現在 企画課調査

凡例

記号	○	×	/	—
議事録の公開	公開している	公開していない	作成していない	(部会など)設置なし
傍聴	傍聴可能	傍聴不可能	規定していない	(部会など)設置なし

I 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍聴		保育
																		全体会	部会	全体会	部会	
1	教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		1					4		5	0.0	60.0		選任に当たっては、議会の同意が必要なため		○	—	○	—	設置なし
					1				2		3											
2	監査委員	監査事務局	地方自治法	1						2		3	0.0	33.3		選任に当たっては、議会の同意が必要なため	区長の選任によるため	○	—	/	—	設置なし
								1		1												
3	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法								4	4	0.0	50.0	弁護士1	選任に当たっては、議会の議決が必要なため	議会の選挙による選任のため	○	—	○	—	設置なし
									2		2											
小計				1	1	0	0	0	0	6	4	12	0.0	50.0								
				0	1	0	0	0	0	3	2	6										

II 法律・条例により設置されている附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3参照）

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍聴		保育
																		全体会	部会	全体会	部会	
4	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例	1				3	2	2	1	9	22.2	22.2	人権擁護委員1		委員は、関係団体からの推薦及び選考結果のため	○	—	○	—	設置なし
								1		1	2											
5	文京区情報公開及び個人情報保護審査会	総務課	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例					1		1	3	5	0.0	20.0	弁護士2、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
									1		1											
6	文京区行政不服審査会	総務課	文京区行政不服審査会条例							1	2	3	0.0	33.3	弁護士1、行政経験1	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまない	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
									1		1											
7	特別職報酬等審議会	総務課	文京区特別職報酬等審議会条例					7	2		1	10	20.0	30.0	弁護士1		委員推薦依頼団体に対する依頼時にダイバーシティ推進担当作成の文書を同封している	○	—	○	—	設置なし
								2	0		1	3										
8	文京区男女平等参画推進会議	総務課(ダイバーシティ推進担当)	文京区男女平等参画推進条例					8	3	4		15	20.0	40.0			選出の際に団体等への依頼などを行っている	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
								2	2	2	6											
9	財産価格審議会	契約管財課	文京区財産価格審議会条例	5	1	2	1			1		10	0.0	50.0		専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	区議は議長の推薦、行政機関は職にある者を充てるため	×	—	/	—	設置なし
				3	1				1		5											
10	文京区公契約審議会	契約管財課	文京区公契約条例					4		2		6	0.0	33.3		専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	関係団体からの推薦によるため	○	—	○	—	設置なし
								1		1	2											
11	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	防災危機管理課	文京区安全・安心まちづくり条例			3	6	16	8	2		35	22.9	40.0			公募委員を除き、関係機関等の代表者で構成されるため	○	/	○	/	設置なし
							4	7	3		14											
12	文京区防災会議	防災危機管理課	災害対策基本法	3	3	15	16	14		3		54	0.0	20.4		条例により、地域防災計画の作成・実施及び災害発生時には情報収集の活動をするため、公募委員はなじまないため	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	○	—	/	—	設置なし
					2	2	1	4		2	11											
13	文京区消防団運営委員会	防災危機管理課	特別区の消防団の設置等に関する条例	6	1		2	2		4		15	0.0	26.7		都条例により組織が決まっているため	防災関係機関等の代表者によって構成されるため	○	—	○	—	設置なし
				1					3		4											

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍 聴		保 育	
																		全体会	部会	全体会	部会		
14	民生委員推薦会	福祉政策課	民生委員法	2		3	1	6		2		14	0.0	14.3		委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	委員構成は、文京区民生委員推薦会規則で定められているため	／	—	×	—	設置なし	
							1		1	2													
15	文京区障害者介護給付等の支給に関する審査会	障害福祉課	障害者総合支援法							1	9	10	0.0	30.0	医師2、理学療法士1、作業療法士1、社会福祉士2、精神保健福祉士2、介護福祉士1	委員は障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命するものと障害者総合支援法第16条第2項に定められているため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	×	—	×	—	設置なし	
										3	3												
16	介護認定審査会	介護保険課	介護保険法			2	4	40		1	12	59	0.0	45.8	リハビリテーション専門医1、認知症サポート医2、保健師2、看護師3、社会福祉士1、介護福祉士2、介護支援専門員1	医療・介護など専門性を有する人材の確保が求められ、公募になじまないため	推薦団体に男女いずれか一方の性が4割未満とならないように、配慮を依頼している	×	×	×	×	設置なし	
						2	3	14		8	27												
17	文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会	国保年金課	国民健康保険法	7				17				24	0.0	41.7		委員の一部は、関係団体の充て職になるため	区議は議長の推薦により、団体推薦は当該団体の考えによるため	○	—	○	—	設置なし	
				3				7			10												
18	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	文京区子ども・子育て会議条例					13	4	3		20	20.0	50.0				団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	—	○	—	設置あり
								7	2	1	10												
19	文京区児童福祉審議会	子育て支援課	文京区児童福祉審議会条例					4		8	4	16	0.0	31.3	児童福祉施設長2名、弁護士2名	個人情報及び法人情報を取り扱い、かつ児童福祉法で条件が定められているため	個別具体的な専門知識を必要とするほか、団体推薦においては、当該団体の考え方によるため。改選時には性別が偏らないように努力する。	○	×	○	×	設置あり	
								1		4	5												
20	地域保健推進協議会	生活衛生課	地域保健法				2	15	2	4		23	8.7	26.1			公募委員、学識経験者等を除き、関係団体等の代表者で構成されるため	○	—	○	—	設置なし	
								4	2		6												
21	公害健康被害認定審査会	予防対策課	文京区公害健康被害認定審査会条例			2		6		5		13	0.0	30.8		審査に関して医学・法律学の知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
						2		1		1	4												
22	大気汚染障害者認定審査会	予防対策課	文京区大気汚染障害者認定審査会条例			1		3		1		5	0.0	40.0		審査に関して医学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
						1				1	2												
23	公害診療報酬審査会	予防対策課	文京区公害診療報酬審査会条例					5		1		6	0.0	16.7		審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし	
						1					1												
24	文京区感染症診査協議会	予防対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律							12		12	0.0	16.7		審査に関して医学・薬学的な知識が必要となるため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	×	×	×	設置なし	
										2	2												
25	文京区都市計画審議会	都市計画課	文京区都市計画審議会条例	7			3	4	3	3		20	15.0	25.0			・団体や組織等からの推薦によるため ・団体や組織等から推薦を受ける際に、人選に配慮するよう依頼	○	—	○	—	設置なし	
				2				1	1	1	5												
26	文京区景観づくり審議会	住環境課	文京区景観づくり条例	6				3	5	5		19	26.3	31.6			・区議は議長の推薦によるため ・団体や組織等からの推薦によるため ・団体や組織等から推薦を受ける際に、人選に配慮するよう依頼	○	—	○	—	設置なし	
				1				2	2	1	6												
27	文京区建築審査会	住環境課	建築基準法							6		6	0.0	16.7		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	第2ブロック合同で運営しており、委員の選出に際し本区の意向のみを反映できないため	○	—	○	—	設置なし	
										1	1												

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍聴		保育	
																		全体会	部会	全体会	部会		
28	文京区建築紛争調停委員会	住環境課	文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例							3		3	0.0	33.3		協議において重要な個人情報を取り扱うため、公募委員が審議するのに適切ではない	委員退任の際に、後任委員候補を推薦するため	／	—	×	—	設置なし	
										1	1												
29	文京区空家等対策審議会	建築指導課	文京区空家等対策審議会条例				3	2	3	2	4	14	21.4	50.0	専門家：弁護士1、司法書士1、建築士1、宅地建物取引士1		学識経験者・専門家・関係団体推薦時、極力女性の推薦を依頼している。公募委員は成績によるため不確定	○	×	○	×	設置なし	
								2	1	1	3	7											
30	文京区リサイクル清掃審議会	リサイクル清掃課	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例					11	6	2		19	31.6	52.6			団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を行った	○	要旨○	○	○	設置なし	
							6	3	1	10													
31	文化財保護審議会	教育総務課	文京区文化財保護条例							7		7	0.0	14.3	専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	分野によっては女性の学識経験者が少ないこともある。改選時には性別が偏らないように努力する	○	○	○	○	設置なし		
										1	1												
32	青少年問題協議会	児童青少年課	文京区青少年問題協議会条例	8	2	1	7			25		43	0.0	30.2	青少年関係団体相互の連絡調整的要素が強いため	委員の一部は、関係団体の充て職になるため	○	○	○	／	設置なし		
				1	1					11	13												
小計				45	7	29	45	184	38	111	36	495	7.7	33.3									
				11	4	7	9	63	16	37	18	165											

Ⅲ 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

※網掛け欄の数字は女性委員数（内数）

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政機関等	関係団体	公募区民	学識経験者	その他	合計	公募比率	女性比率	その他の内訳等	公募区民委員を採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍聴		保育
																		全体会	部会	全体会	部会	
33	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	文京区基本構想推進区民協議会設置要綱					15	12	2		29	41.4	41.4			推薦にあたっては、ダイバーシティ推進担当作成の「地域活動団体の皆様へ」を配付し、配慮をお願いした。	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
								6	5	1	12											
34	メディアパートナー会議	広報戦略課	メディアパートナー設置要綱						15			15	100.0	53.3			男女の偏りが無いよう意識しながら、適正な選考に努めた	○	○	／	／	設置あり (事前予約)
								8	8													
35	表彰審査会	総務課	文京区表彰規則	2	3	16						21	0.0	19.0		個人情報を取り扱うため	委員は、充て職となっているため	／	—	／	—	設置なし
					2	2	4															
36	文京区指定管理者評価委員会	契約管財課	指定管理者評価委員会設置要綱				5			1	1	7	0.0	14.3	指定管理者の専門的知識を有する者	専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	学識経験者・その他を除き、委員は充て職となっているため	要旨○	—	—	—	設置なし
								1	1													
37	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会	区民課	文京区コミュニティバスBーぐる沿線協議会設置要綱			1		10	4	1	1	17	23.5	29.4	Bーぐるに関し調査研究等の実績がある者		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	要旨○	—	／	—	設置なし
							3	2	5													
38	文京区技能名匠者審査会	経済課	文京区技能名匠者認定事業実施要綱			2		5		1		8	0.0	12.5	専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	—	—	—	—	設置なし
								1	1													
39	文京区アカデミー推進協議会	アカデミー推進課	アカデミー推進協議会設置要綱					10	5	4		19	26.3	36.8			団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
							3	3	1	7												
40	文京区立森鷗外記念館運営協議会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館運営協議会設置要綱			2		3		4		9	0.0	22.2	専門知識を有する人材確保が求められ、設置目的が公募になじまないため		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	—	／	—	設置なし
							1	1	2													
41	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会	アカデミー推進課	文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱			2				2		4	0.0	25.0	専門知識を有する人材確保が求められ、設置目的が公募になじまないため		団体推薦は、当該団体の考え方によるため	○	—	／	—	設置なし
								1	1													
42	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	文京区地域福祉推進協議会設置要綱					19	9	5		33	27.3	36.4			特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため	○	○	○	○	設置あり (事前予約)
							8	4	12													

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍 聴		保 育
																		全体会	部会	全体会	部会	
43	文京区居住支援協議会	福祉政策課	文京区居住支援協議会設置要綱			11	4	7		1		23	0.0	30.4		関係団体との連絡調整等を図る会議のため	・委員の半数を占める区職員が特定の職(充て職)となっており、その女性の比率が3割に満たないため。また、それ以外の委員は団体推薦につき、当該団体の考えによるため ・次回推薦依頼時には、依頼文で男女比に考慮するよう働きかける	○	—	○	—	設置なし
						3	1	3			7											
44	文京区老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	文京区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			1	10				3	14	0.0	64.3	医師2、福祉施設長1	厚生省社会局長通達により委員構成が定められているため	委員の半数以上を占める区職員が特定の職(充て職)となっているため	×	—	×	—	設置なし
						1	8			9												
45	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱					14	5	1		20	25.0	45.0			特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	○	○	○	×	設置なし
								7	2	9												
46	文京区障害者地域自立支援協議会	障害福祉課	文京区障害者地域自立支援協議会要綱			4	2	17		2	1	26	0.0	46.2	精神科医師1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	○	○	○	○	設置なし
						1	1	10		12												
47	文京区障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	文京区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱			4	2	11		2	5	24	0.0	41.7	当事者委員5	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針により協議会の構成を決定したため	特定の職(充て職)以外の委員は、団体推薦により当該団体の考えによるため	×	—	×	—	設置なし
						2		4		4	10											
48	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会	幼児保育課	文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱			4		2		7	2	15	0.0	20.0	園児又は保護者の代表2	高度に専門性を有する人材の確保が求められる上、設置目的が公募になじまないため	委員全員の推薦により、次の委員が決定されるため	○	/	○	×	設置なし
						1		1		1	3											
49	文京区公私立幼稚園連絡協議会	幼児保育課	文京区公私立幼稚園連絡協議会要綱			1	7				10	18	0.0	44.4	私立幼稚園長6、区立幼稚園長4	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	関係団体の代表者で構成されるため	要旨 ○	—	×	—	設置なし
										8	8											
50	文京区保育所における医療的ケア判定会	幼児保育課	文京区保育所における医療的ケア判定会設置要綱			6	8			2	3	19	0.0	68.4	私立保育園事業者	個人情報を取り扱うため	特定の職に対し委員を充てているため	/	—	/	—	設置なし
						1	7		2	3	13											
51	文京区保健衛生協議会	生活衛生課	文京区保健衛生協議会要綱			1	9					20	0.0	25.0		当該団体との連絡調整を図る会議のため	両医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	×	—	/	/	設置なし
						1	4			5												
52	文京区歯科衛生協議会	生活衛生課	文京区歯科衛生協議会要綱			1	10					20	0.0	25.0		当該団体との連絡調整を図る会議のため	両歯科医師会会長及び会長の推薦により、委員が決定されるため	×	—	/	—	設置なし
						1	3		1	5												
53	文京区献血推進協議会	生活衛生課	文京区献血推進協議会要綱	2	3	2		21				28	0.0	53.6		当該団体との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	/	—	設置なし
				1	2	1		11		15												
54	文京区地域医療連携推進協議会	健康推進課	文京区地域医療連携推進協議会設置要綱			1		11		4		16	0.0	12.5		医学の専門と関係団体との連絡調整が必要なため	団体、大学病院は、当該団体の考え方によるため	○	—	○	—	設置なし
						1			1	2												
55	文京区予防接種健康被害調査委員会	予防対策課	文京区予防接種健康被害調査委員会要綱			1		4		1		6	0.0	50.0		審議内容に関して医学的知識が必要となるため	団体推薦は、当該団体の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
						1		1		3												
56	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議	予防対策課	文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議設置要綱			1	6	5			7	19	0.0	15.8	区内医療機関7	感染症発生時の関係機関の役割等を審議する会議のため	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
						1		1		3												
57	文京区地域精神保健福祉連絡協議会	予防対策課	文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱			3		17			1	21	0.0	47.6	関係団体利用者1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	○	—	○	—	設置なし
						2		8		10												
58	文京区感染症連絡会	予防対策課	文京区感染症連絡会設置要綱			1		2			5	8	0.0	37.5	区内医療機関5	感染症対策に関する区の施策への助言及び医療機関間における感染症対策の情報共有を行う会議のため	団体等推薦は、当該団体等の考え方によるため	×	—	×	—	設置なし
						1				2	3											
59	文京区難病対策地域協議会	予防対策課	文京区難病対策地域協議会設置要綱			6	5	7			4	22	0.0	22.7		関係機関との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
						2		3		5												
60	文京区自殺対策推進会議	予防対策課	文京区自殺対策推進会議設置要綱			1	1	11		1	2	16	0.0	31.3	区内大学学生1 住民代表1	関係機関との連絡調整を図る会議のため	委員は、関係団体からの推薦によるため	×	—	×	—	設置なし
								3		2	5											

No.	名称	担当課	根拠法	区議	三役	部課長	行政 機関等	関係 団体	公募 区民	学識 経験者	その他	合計	公募 比率	女性 比率	その他の内訳等	公募区民委員を 採用していない理由	男女比率に関するコメント (比率に偏りがある理由及び改善策)	議事録の公開		傍 聴		保 育
																		全体会	部会	全体会	部会	
61	文京区バリアフリー基本構想推進協議会	都市計画課	文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱				11	10	4	2	3	30	13.3	36.7	交通事業者2、関係事業者1		公募委員、学識経験者等を除き、特定の職に対して充てている、又は関係団体等による、推薦のため。	○	—	○	—	設置あり (事前予約)
							1	7	3		11											
62	文京区交通安全協議会	管理課	文京区交通安全協議会規約	4	2	1	8	14				29	0.0	10.3	実施機関の代表者による組織運営のため		官公署の長は、充て職となっている。団体推薦は、当該団体の考え方によるため	/	/	/	/	設置なし
				1	1			1		3												
63	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	環境政策課	文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱				1	5	5	2	5	18	27.8	27.8	事業者5		・特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため ・団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を継続して行う	○	—	○	—	設置なし
								1	3		1	5										
64	文京区生物多様性地域戦略協議会	環境政策課	文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱					6	5	2	1	14	35.7	42.9	事業者1		・特定の職以外の委員は、団体推薦により当該団体の考え方によるため ・団体推薦依頼時等に女性委員の登用への配慮依頼を継続して行う	○	—	○	—	設置なし
								2	3		1	6										
65	文部科学大臣表彰等審査会	学務課	文部科学大臣表彰推薦要項・東京都功労者表彰推薦要項・東京都教育委員会表彰等取扱要綱					9			2	11	0.0	0.0	校長2	関係団体の代表者による組織運営のため	団体推薦は、当該団体の特定の職に対し、委員を充てているため	×	—	×	—	設置なし
										0												
66	文京区特別支援教育相談委員会	教育指導課	文京区特別支援教育相談委員会設置要綱			2	35			4	142	183	0.0	64.5	校園長教諭142	特別支援教育に関する専門性を有する人材の確保が求められる上、個人情報を取り扱うため	特定の職に対し、委員を充てているため	×	—	×	—	設置なし
							25		2	91	118											
67	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会	教育指導課	文京区教育委員会いじめ問題対策協議会設置要綱			6	7			1	2	16	0.0	18.8	校長2	関係団体との連絡調整を図ることが目的のため	特定の職に対し、委員を充てているため	/	/	×	×	設置なし
						1	1			1	3											
68	文京区立学校教科用図書審議会	教育指導課	文京区立学校教科用図書採択実施要綱			1		2	2		4	9	22.2	33.3	校長4		特定の職に対し委員を充てているため	○ 時限 秘	/	×	×	設置なし
								1		2	3											
69	文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議	教育指導課	文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議設置要綱			7	6	2		1	2	18	0.0	5.6	校長2	関係団体との連絡調整・協力を図ることが目的のため	特定の職に対し、委員を充てているため	○	/	×	×	設置なし
							1			1												
70	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会	真砂中央図書館	文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱			6	5	4	4	1	1	21	19.0	47.6	出版関係者1		団体代表は各団体の推薦によるため。公募委員は選考によるため	○	—	○	—	設置あり (事前予約)
							4	2	3	1	10											
71	文京区特別支援教育振興委員会	教育指導課	文京区特別支援教育振興委員会要綱			3					9	12	0.0	33.3	校長9	要綱(別表)に掲げる職にある者から構成することが定められているため	特定の職に対し、委員を充てているため	要旨 ○	—	×	—	設置なし
						1				3	4											
				8	11	126	111	262	70	58	212	858	8.2	40.1								
				2	7	29	49	88	36	13	120	344										
				54	19	155	156	446	108	175	252	1365	7.9	37.7								
				13	12	36	58	151	52	53	140	515										

資料3 公募区民委員調査

令和8年3月31日現在 企画課調査

No.	公募区民委員のいる会議体	担当課	公募委員導入時の状況		現在の公募委員数 ( )内は定数	審議会等構成員数	割合(%)	審議会等の構成員全体に占める公募区民委員割合の考え方	公募区民委員の応募資格				募集方法					選考方法			選考委員会			
			導入時期	人数					区内			年齢等	資格等の積極要件(上段) 除外事由・消極要件(下段)	区報	CATV	ちらし	HP	その他	抽選	審査			その他	
									在住	在勤	在学									申込書		論文		面接
1	文京区基本構想推進区民協議会	企画課	H22年6月	10	12 (12)	29	41.4	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	文京区基本構想の推進に関心がある者 区職員、区議会議員又は基準日に2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	○	○	住民基本台帳から1,000人を無作為抽出	—	○	—	○	無作為及び公募を実施	○
2	メディアパートナー会議	広報戦略課	H13年4月	20	15 (15)	15	100.0	区民により構成されるワーキンググループであるため、100%である。	○	○	○	高校生以上	区の広報活動に関心がある者 —	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	
3	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	総務課	H15年7月	2	2 (2)	9	22.2	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	情報公開制度、個人情報保護制度に関心がある者 区職員、区議会議員又は2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	—	○	・行政情報センター及び総務課窓口で募集案内を配架 ・X(旧Twitter)に掲載	—	○	—	○	—	○
4	特別職報酬等審議会	総務課	H11年9月	2	2 (2)	10	20.0	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満18歳以上	①区議会議員若しくは区職員又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と2親等内の血族 ②2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	
5	文京区男女平等参画推進会議	総務課(ダイバーシティ推進担当)	H10年4月	2	3 (4)	15	20.0	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	区の男女平等参画推進施策に関心がある者 区職員、区議会議員又は区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	○	—	○	○	男女平等センター、図書館に申込書を設置	—	○	○	○	—	○
6	「文の京」安全・安心まちづくり協議会	防災危機管理課	H17年7月	6	8 (8)	35	22.9	区民参画をより進めるために公募委員の枠を6人から8人へ増やした。(平成21年～)	○	○	○	満20歳以上	区職員、区議会議員又は区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	○	—	○	○	地域活動センター、図書館等に申込書を配置	—	○	—	○	—	○

No.	公募区民委員のいる会議体	担当課	公募委員導入時の状況		現在の公募委員数 ( )内は定数	審議会等構成員数	割合(%)	審議会等の構成員全体に占める公募区民委員割合の考え方	公募区民委員の応募資格				募集方法				選考方法			選考委員会				
			導入時期	人数					区内			年齢等	資格等の積極要件(上段)	区報	CATV	ちらし	HP	その他	抽選		審査			その他
									在住	在勤	在学		除外事由・消極要件(下段)								申込書	論文	面接	
7	コミュニティバスB-ぐる沿線協議会	区民課	H22年10月	3	4 (4)	17	23.5	全体的なバランスを考慮	—	—	—	満18歳以上	B-ぐるを利用する方 区議会議員若しくは区職員又は応募の時点で2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	○	○	—	—	○	○	○	—	○
8	文京区アカデミー推進協議会	アカデミー推進課	H21年9月	10	5 (5)	19	26.3	学識経験者、区内関係団体、生涯学習等の分野に関する識見を有する者とのバランスによる。	○	○	○	満18歳以上	区の生涯学習、スポーツ、文化芸術、観光、国際交流等に関心を持つ者 区職員、区議会議員及び応募時点において、2つ以上の区の審議会に在籍している者	○	—	○	○	—	—	○	—	○	—	○
9	文京区地域福祉推進協議会	福祉政策課	H10年7月	2	9 (9)	33	27.3	審議会等における区民公募委員選出基準(15文企第270号)に規定されている「公募委員の員数の比率は、当該審議会等の全委員数の25%以上とするよう努める」に基づく。	○	○	○	満18歳以上	— 応募の時点で2以上の区の審議会等に属している者	○	—	○	○	X(旧Twitter) Facebook	—	○	—	○	—	○
10	文京区地域包括ケア推進委員会	高齢福祉課	H19年4月	3	5 (5)	20	25.0	委員会の規模及び全体のバランスを考慮した構成である。	○	—	—	—	①介護保険第1号被保険者 ②介護保険第2号被保険者 ③介護サービス利用者 応募の時点で2以上の区の審議会等に属している者	○	—	○	○	X(旧Twitter) Facebook LINE	—	○	—	○	—	○
11	文京区子ども・子育て会議	子育て支援課	H25年8月	5	4 (5)	20	20.0	原則として、25%を超えるよう設定している。	○	○	○	満18歳以上	区の子育て支援施策に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に2つ以上の区の審議会等の委員である者	○	—	○	○	X(旧Twitter) Facebook	—	○	—	○	—	○
12	地域保健推進協議会	生活衛生課	H13年4月	3	2 (5)	23	8.7	全体的なバランスを考慮	○	○	○	満18歳以上	区の地域保健行政及び保健所の運営に関心がある者 区職員、区議会議員又は区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	○	—	○	○	地域活動センター・図書館・行政情報センターにちらし・申込書を設置	—	○	○	○	—	○
13	文京区都市計画審議会	都市計画課	H13年10月	1	3 (3)	20	15.0	全体的なバランスを考慮	○	—	—	満18歳以上	区の都市計画に関心がある者 区職員、区議会議員又は応募時に区の審議会等の委員に2つ以上在籍している者	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○





資料4 行政委嘱委員・区政協力員等の調査

令和8年3月31日現在 企画課調査

担当部	担当課	委員等の名称	根拠規程	人数	活動内容
企画政策部					
	企画課	専門委員	専門委員の設置等に関する規則	1	基礎自治体としてより主体的で積極的な区政運営を推進するため、内外の情勢に精通した広い視野から提言を行う。
		審査委員	文京共創フィールドプロジェクト審査会設置要綱	1	文京共創フィールドプロジェクトへの採択候補事業者について、選定基準に基づき、申請内容の社会貢献度、新規性・創造性、実現可能性などについて審査する。
	広報戦略課	法律相談員	文京区法律相談運営要綱	25	法律問題全般に関する相談
		税務相談員	文京区税務相談設置運営要綱	10	税務問題全般に関する相談
		不動産相談員	文京区不動産相談取扱要綱	8	土地や建物などの不動産売買、賃借等に関する相談
		人権擁護委員	人権擁護委員法	8	人権侵害や身の上に関する相談
		行政相談委員	行政相談委員法	4	国、独立行政法人等国政に関する相談
		区民相談員	文京区行政情報センター設置要綱	5	区民等の日常生活及び区政に関する相談
総務部					
	防災危機管理課	消防団員	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例	358	各種の防災活動、警戒活動及び区民への防火・防災意識の向上（小石川178人・本郷180人）
	防災危機管理課	青色防犯パトロール隊員	文京区青色防犯パトロール実施要綱	4	青色防犯パトロールの実施
	防災危機管理課	客引き行為等防止推進員	文京区客引き行為等防止指導員及び文京区客引き行為等防止推進員に関する要綱	45	①客引き行為の防止に関する広報及び啓発 ②客引き行為をしていると認められる者に対する注意喚起
区民部					
	区民課	日赤奉仕団員	文京区赤十字奉仕団規約	34	献血及び地域奉仕活動、災害時救援品の引渡し等
	経済課	経営相談員	文京区経営相談室設置要綱	10	月曜日～金曜日（国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の9時30分～16時30分に経営相談、融資あっせん審査その他中小企業指導育成に関する業務を行う。
		中小企業支援員	文京区中小企業支援員設置要綱	3	経営の安定や振興を図るため、中小企業支援員が区内企業を訪問し、企業の現状や課題に合った国、都、区の中小企業向け支援施策の紹介や情報を提供し、活用を促進する。
		消費生活相談員	文京区消費生活センター消費者相談室運営要綱	6	月曜日～金曜日（国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の9時30分～16時に商品・サービスに係る相談・苦情に対するアドバイス、消費生活向上に向けた啓発を行う。

担当部 担当課	委員等の名称	根拠規程	人数	活動内容
アカデミー推進部				
スポーツ振興課	スポーツ推進委員	スポーツ基本法、文京区スポーツ推進委員に関する規則	27	区民に対し、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導・助言を行う。地域におけるサークル・グループ等自主的組織を指導育成する。行政機関や民間団体の開催するスポーツ行事・事業に関する企画及び運営協力を行う。
	スポーツ交流ひろば指導員	文京区学校施設におけるスポーツ交流ひろばの実施に関する規則	145	生涯スポーツの普及及びコミュニティの育成を目的として、区内小中学校の体育館等を地域に開放し、実施しているスポーツ交流ひろば事業において、実技指導・事業管理運営等を行っている。
	スポーツリーダー	文京区スポーツ推進委員・スポーツリーダー地域派遣要綱	18	地域におけるスポーツ愛好者の団体やスポーツの振興を目的とするグループに対し、スポーツの実技指導を行う。
福祉部				
福祉政策課	民生委員・児童委員	民生委員法 民生委員法施行令	120	地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方の調査、相談及び援助活動を行う。福祉関係の行政機関と協働し、問題が起こったときは、速やかに連絡を取り合う等のパイプ役として活動する。
	民生・児童委員協力員	東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱、文京区民生・児童委員協力員事業実施要領	1	地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、一緒に活動することで、地域の安全・安心を高め、地域福祉力の向上を図ることを目指す。
高齢福祉課	高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」	文京区高齢者・身体障害者家庭「話し合い員」制度実施要綱	35	一人暮らしの高齢者等のご自宅を定期的に訪問し、話し相手となって孤独感や不安感を和らげ、合わせて安否の確認等を行う。
	救急通報協力員	文京区高齢者救急直接通報システム事業運営要綱	4	救急通報システム利用者が専用通報器により消防庁へ通報したときに、消防庁からの要請により、鍵を開ける等の協力を行う。
障害福祉課	手話通訳者	手話通訳者派遣事業実施要綱	27	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者から手話通訳者の派遣希望があったときに、手話通訳者（区登録済）として活動する。
	身体障害者相談員	身体障害者福祉法	4	身体障害者の①地域活動の推進、②更生援護に関する相談・指導、③関係機関に対する協力。身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動等
	知的障害者相談員	知的障害者福祉法	4	知的障害者の①家庭における養育、生活などに関する相談・指導・助言、②施設入所、就学、就職などに関する関係機関への連絡。知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動等
子ども家庭部				
子育て支援課	こどもの権利擁護調査員	文京区児童相談所が関わるこどもの権利擁護事業実施要綱	2	こどもからの申立て時や、児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待発生時等における、相談内容の把握、権利侵害の事実確認及び関係施設等の調査の実施
	こどもの意見表明等支援員	文京区児童相談所が関わるこどもの権利擁護事業実施要綱	10	児童相談所が関わるこどもへの意見聴取及び意見表明の支援又は代弁
	こどもの権利擁護事業アドバイザー	文京区児童相談所が関わるこどもの権利擁護事業実施要綱	2	こどもの権利擁護調査員及びこどもの意見表明等支援員への助言または支援
子ども家庭支援センター	文京区子どもの最善の利益を守る法律専門相談員	文京区子どもの最善の利益を守る法律専門相談運営要綱	9	養育費等、子どもの利益を守るための法律的な相談
保健衛生部				
生活衛生課	動物の飼養指導員	文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員設置要綱	10	動物に関する専門的知識を有する立場から、動物の飼養管理等について相談を受け助言指導する。
	犬猫の正しい飼い方普及員	文京区動物の飼養指導員及び犬猫の正しい飼い方普及員設置要綱	22	犬猫の正しい飼い方について、保健所と協力し、飼い主のマナー等普及啓発をする。
	食品衛生推進員	食品衛生法、文京区食品衛生推進員設置要綱	10	①食品営業者から食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行う。②保健衛生部長が主催する食品衛生推進会議に参加する。③区が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力する。④地域の食品衛生に関する情報を収集する。

担当部 担当課	委員等の名称	根拠規程	人数	活動内容
都市計画部				
住環境課	景観アドバイザー	文京区景観づくり条例第二十七条	4	景観まちづくり施策の一層の推進を図ることを目的に、景観形成に関する専門的な助言を行う。
会計管理室				
会計管理室	公金管理アドバイザー	文京区公金管理運用委員会設置要綱	1	会計管理者が管理する公金の安全な管理及び効率的な運用を図ることを目的に、必要な助言を行う。
教育推進部				
教育総務課	青少年委員	文京区教育委員会青少年委員に関する規則	30	学校支援を中心に、学校、PTA、家庭、地域、行政のパイプ役として、また、地域の青少年教育のトータルコーディネーターとして活動している。
真砂中央図書館	ライブラリーパートナー	文京区立図書館ボランティア活動実施要綱	個人87 団体 12	児童サービスとしておはなし会の実演や会場での誘導・整理、障害者サービスとして対面朗読、図書館資料の音訳・点訳、また、書架整理及び本の修理等を行っている。
選挙管理委員会				
選挙管理委員会事務局	投票管理者・投票立会人	公職選挙法、同法施行令	182	投票管理者は、選挙ごとに置かれ、その投票に関する事務を行う（26投票所×1人）。 投票立会人は、投票事務の執行について、公正に行われるように立ち会う（26投票所×6人）。
	明るい選挙推進委員		120	明るい選挙推進運動の一環として、選挙時の棄権防止や投票日の周知、経常時の政治、選挙に関する意識の向上等の啓発を行っている。